
スクール・セクシュアル・ハラスメント
防止のためのガイドライン

平成19年3月

熊本県教育委員会

目 次

| | | |
|--|-----|----|
| はじめに | ... | 1 |
| 1 スクール・セクハラとは | ... | 2 |
| (1) スクール・セクハラとはこんなことです | ... | 2 |
| (2) スクール・セクハラを受けた児童生徒はこんな影響を受けます | ... | 3 |
| 2 スクール・セクハラを発生させないために | ... | 7 |
| (1) まずは、初心に立ち返ろう。教職員の本分は、児童生徒を育むこと。 教職員にこんな言葉をかけられたら、子どもたちはどんなに元気づけられるか | ... | 7 |
| (2) スクール・セクハラには意図的なものもありますが、一方で自覚がない、あるいは軽く考えている場合があります | ... | 8 |
| (3) 学校としての組織的取組 | ... | 9 |
| (4) 児童生徒の教育に携わるに当たり留意しておく必要のある基本的な事項について、あらためて確認しておきましょう | ... | 10 |
| (5) 児童生徒に教えておきたいこと | ... | 12 |
| 3 スクール・セクハラが起きてしまったら | ... | 13 |
| (1) 児童生徒や保護者が安心して相談できる校内の体制 | ... | 13 |
| (2) 被害を受けた児童生徒へのケア | ... | 14 |
| (3) スクール・セクハラを行った教職員への指導 | ... | 16 |
| (4) 被害を受けた児童生徒の保護者等への対応 | ... | 18 |
| (5) 事後の対応 | ... | 19 |
| 4 スクール・セクハラについての相談窓口 | ... | 20 |
| (1) 県教育委員会の相談窓口 | ... | 20 |
| (2) その他の相談窓口 | ... | 21 |

はじめに

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）をなくすことは、社会が抱える大きな課題の一つですが、学校もその例外ではありません。学校において発生するおそれのあるセクシュアル・ハラスメント（スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「スクール・セクハラ」という）は、教職員間のもの、教職員と保護者間のもの、教職員と児童生徒間のものなどいくつかの類型がありますが、このガイドラインは、児童生徒に不快感を与える教職員の性に関する言動を主な対象として、これを未然に防ぐこと、また、万が一起こった場合に、学校としてどのように対処したらよいかを示すことを目的として作成したものです。

スクール・セクハラは、児童生徒の学ぶ意欲を失わせ、その能力を伸ばす機会を奪う人権侵害であり、絶対許される行為ではありません。

熊本県教育委員会（以下「県教委」という）においては、平成14年3月、教職員向けのセクハラの防止についてパンフレットを作成し、全教職員に配付、また平成18年3月10日付けで「教職員の不祥事の防止について」の通知を出すとともに、研修を実施し、教職員の不祥事防止に努めてきました。

また、これを受けて、各市町村教育委員会、学校においては、研修を実施するなど日ごろの教育活動を見つめ直していただいているところですが、教職員一人一人がこのガイドラインを活用し、再度、自らの言動について児童生徒の立場に立って振り返り、スクール・セクハラに対する基本的な考え方を共有することが必要です。児童生徒が安心して学ぶことだけでなく、その能力をすくすくと伸ばしていくために、健全で明るく、そしてすべての人権が尊重される教育環境づくりに努めていきましょう。

1 スクール・セクハラとは

(1) スクール・セクハラとはこんなことです

教職員が、児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うこと

性的な言動とは、性的な関心・欲求や社会的・文化的につくられた性差に基づく発言や行為です。

発生する場所としては、学校内のほか、教育活動が行われるすべての場所、例えば社会見学、修学旅行の場所や部活動の遠征場所等もあり得ます。

スクール・セクハラは、児童生徒に、被害を受けたその場での嫌悪感を与えるにとどまらず、学ぶ意欲を失わせ、成長の機会をも妨げるという人権侵害です。

学校においては、教職員と児童生徒の立場の違い、すなわち大人と子ども、指導する者と指導を受ける者という立場の違いがあることが、スクール・セクハラを発生させる大きな要因となると考えられます。

【事例】

- (ア) 容姿を話題にしたり、必要がないのに身長や体重等を聞いたりするなど、体の成長及びその特徴等に関する話をする。
- (イ) 性に関することや異性関係に関することなどを話題にしたり、質問をする。
- (ウ) 授業や特別活動の指導の中で、相手の体に不必要に触れる。
- (エ) 不要な電話をしたり、メールを送ったりする。
- (オ) 本人に黙って写真を撮る。
- (カ) 男女の性別によって、行動や役割分担を一方向的に決めつける。
- (キ) 集団宿泊等で、着替え中の部屋へ無断で入る。

スクール・セクハラに当たるかどうかは、受けた側の受け止め方や場所、状況によって大きく異なるので、ここに掲げた事例に限られるものではありません。

(2) スクール・セクハラを受けた児童生徒はこんな影響を受けます

ア スクール・セクハラを受けた児童生徒の「心の叫び」

心の叫び

「彼氏いるのか。変なことするなよ。」
とニヤニヤ笑って言う先生。
冗談だからと笑ってごまかさないで。
言われた方は黙っていても心は深く傷ついている。

「マッサージしてやるよ。」
と言って体を触ったり、足をもんだりしてくる先生。
死ぬほど嫌なのに何も言えない。
断ったらどうなるんだろう。
心は不安でいっぱい。

肩や髪に触れられて、
思い切って「やめて。」と抗議すれば、
軽い気持ちでしただけと誠意がみられず、
逆に無視されたらと、
心は途方にくれるばかり。
する方は面白半分でも、
受ける方は悲しみいっぱい。

ショックを受けた心は簡単には立ち直れない。
相談しても「あなたの思い過ごしよ。」と言われ、
私の方が悪いの？
だれも信用できない。
本当は楽しい学校生活を送りたいのに・・・。

(スクール・セクハラのいろいろな事例で見られた児童生徒の心の動きをもとに、熊本県教育庁職員が構成した。)

信頼していたはずの相手からスクール・セクハラを受け、
人間不信に陥る子どもたちの苦しみが理解できますか？

イ スクール・セクハラにひそむ怖さ

被害の状況が持続しやすい傾向にあります。

周りの人に知らせると、かえって不利益な扱いを受けるのではという不安から、あるいは、相談しても信用してもらえないだろう、何もしてくれないだろうという不信感から、一人で抱え込むことが多くあります。また、周りが被害者のつらさを理解しにくいことも、解決を遅らせることにつながります。

二次被害の危険性が常につきまといます。

思い悩んでだれかに相談したときに、「あの先生が、まさかそんなことをしないよ。あなたの思い違いじゃないか。」などと頭から否定されてしまうと、スクール・セクハラそのものの被害とあわせて二重のショックを受けることがあります。

また、被害を訴えたことが明らかになると、「それくらいのことで。」と、逆に加害者のように思われて、心無い非難を受ける可能性があります。

長い期間を経て影響が出る場合があります。

セクハラを受けた時には気付かなくても、成長に伴い、自分に起きたことを客観的に判断できるようになったときに、深い心の傷が生じることがあります。

深い心の傷が、その後の成長に影響を及ぼします。

適切な心のケアが行われないと、その子どもの一生に大きな影響を及ぼします。

ウ スクール・セクハラを受けた児童生徒の心身への影響の例

教職員、ひいては大人に対して不信感を持ちます。

不安や緊張が強くなります。

学習意欲を失います。

自分を責め、罪悪感を持つようになります。

感情が抑うつ的になり、うつ症状による身体変化が見られます。
(食欲がない、眠れない、体がだるいなど)

自分の感情を出さなくなります。

突然その時のことを思い出して、怖さを感じたり緊張したりすることがあります。(フラッシュバック)

関連した場所や状況を避けるようになります。

人を避け、仲間とのつきあいを嫌がるようになります。

粗暴になったり、反社会的な行動をしたりすることがあります。

周囲の人に対する不信や怒りの気持ちを持ちます。

子どもにとって大変なことです。

命に関わることへの発展の可能性もあります

エ スクール・セクハラによる周囲への影響

スクール・セクハラを受けた本人だけでなく、その周囲に次のような悪影響が出ることも考えられます。

被害を受けた児童生徒に関して、周囲の児童生徒が、心無いうわさ話などをする。

児童生徒同士の言動の中に、セクハラに関する言動が出る。

教職員に対する不信感が、クラス全体、学校全体、さらには地域社会にも広がる。

被害を受けた児童生徒の保護者も心理的なショックを受け、それまでのように自然に子どもに接することができなくなる。

教職員間、あるいは保護者と学校との信頼関係が壊れ、組織としての学校の教育力が損なわれる。

2 スクール・セクハラを発生させないために

- (1) まずは、初心に立ち返ろう。教職員の本分は、児童生徒を育むこと。教職員にこんな言葉をかけられたら、子どもたちはどんなに元気づけられるか

元気が出たり、心が軽くなったりするようなあいさつや声かけ

「おはよう。 係の仕事ありがとう。助かるよ。」

うれしい時、悲しい時、その場の心情に寄り添う言葉かけ

「うまくいったね。よかったね。」

「今の気持ち、分かるよ。先生にも似たことがあったよ。」

真剣に努力したことについての賞賛や次の目標につながる温かい言葉かけや働きかけ

「毎日、 の練習をよくがんばっているね。」

「次は、 ができるよ。きっと。」

自信が持てないこと、思い通りにならないこと、困っていることについて、どのように行動すればよいのか、解決への方向性や考えるヒントを与える言葉かけ

「時間はかかるかもしれない。でもできるようになるよ。 をする、あるいは をしてみるといいね。」

間違った行動について、毅然とした誠意ある言葉かけ

「それは、間違っている。今、やめなきゃいけない。」

(2) スクール・セクハラには意図的なものもありますが、一方で自覚がない、あるいは軽く考えている場合があります

(もし、こんなことが心に浮かんだら、ちょっと待って・・・)

「軽いタッチはコミュニケーションさ」

「子どもも悪い気はしていないはず。」

「スキンシップも指導には不可欠」

「それくらい理解してもらわないと何もできない。」

「ちょっとまずいかな？」

「でも、これくらいの冗談は理解してくれるだろう。」

「これくらいのことは許されるはず」

「子どものことを思ってやっていることだから。」

教職員が児童生徒に対して持っている「指導する」という上位の立場は、「おごり」に結びつく可能性があり、それが、思わぬ不用意な言動を引き起こすことにもつながりかねません。児童生徒とのコミュニケーションは、重要ですが、自分の言動が児童生徒に与える影響を熟慮しなければなりません。

(3) 学校としての組織的取組

ア 教職員の意識改革

周知のとおり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（いわゆる男女雇用機会均等法）第21条では、事業主に、女性労働者がセクシュアル・ハラスメントに起因して不利益を受けたり、その就業環境が害されることがないように、雇用管理上必要な配慮をすべきことが規定されています。まして、教育の場である学校において、児童生徒をセクハラから守ることの重要性は、あえて多言を要しないところです。

スクール・セクハラは許されない行為であり、重大な人権侵害であるという認識とスクール・セクハラを許さない毅然とした姿勢と人権感覚を、教職員全員が持たなければなりません。

イ 組織づくり、研修、相談窓口の設置等

校長を中心とした指導体制を確立し、教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるよう職場の人間関係をつくるようにします。

児童生徒のシグナルを見落とさないように、教職員は日ごろから児童生徒の様子や変化に細心の注意をはらうとともに、良好な人間関係を築くようにします。

スクール・セクハラ防止委員会(仮称)等を定期的で開催し、情報の交換や研修資料の作成、校内研修等を行います。

相談窓口を設置し、児童生徒・保護者に知らせます。

相談窓口を設けても、身近な教職員に最初に相談するケースも考えられるので、すべての教職員が相談を受ける際の基本的な姿勢を身に付けておくことが必要です。

教育活動を充実させるための連絡会等を定期的で開催し、保護者や地域との連携を図ります。

なお、学校の教育活動に協力していただく外部指導者の方々にも、スクール・セクハラ防止についての学校の取組を理解していただくよう努めましょう。

(4) 児童生徒の教育に携わるに当たり留意しておく必要のある基本的な事項について、あらためて確認しておきましょう

児童憲章

児童憲章は、児童の基本的な人権を尊重し、その幸福をはかるために大人の守るべき事項を、国民多数の意見を反映して児童問題有識者（児童憲章制定会議）が自主的に制定した道徳的規範。（昭和26年5月5日制定）

児童憲章（前文に相当する部分の抜粋）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んじられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

児童の権利に関する条約（抄）

（児童の権利に関する条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものの。1989年第44回国連総会において採択、1990年発効。日本は1994年に批准。）

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第28条

- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(5) 児童生徒に教えておきたいこと

いやな目に遭う前に

不快な気持ちになる性に関する話しかけや身体的接触には、「いやです。」「やめてください。」という意思表示をはっきりとする。

たとえ信頼できる大人であっても、閉ざされた場所で大人と二人きりになることは避ける。

気になることがあったら信頼できる大人（家族、先生など）や友達に相談する。

いやなことに遭ってしまったら

できるだけ大きな声で「いやです。」「やめてください。」などと訴える。

他の人がいる場所に逃げる。

できるだけ早く信頼できる大人（家族、先生など）や友達に話す。

心が苦しいときは、我慢せずに信頼できる大人に話す。

相談を受けてくれるところはたくさんある。（ 20 , 21 ページへ ）

3 スクール・セクハラが起きてしまったら

もし、スクール・セクハラが起きたときは、「人権に関わる問題が発生した」という認識を持って対処しましょう。

(1) 児童生徒や保護者が安心して相談できる校内の体制

児童生徒がスクール・セクハラについて相談するには、それ自体かなりの勇気が必要でしょう。児童生徒が安心できる場を確保し、共感的な姿勢でゆっくりと話を聴くことが必要です。

児童生徒、保護者、地域住民等から相談を受けたら、校長、教頭などに早急に報告し、組織的かつ誠実に対応することが大切です。

あらためて児童生徒から詳細に話を聞く必要がある場合は、その時の状況に応じて校長が適切な教職員を指名します。その際、最初に相談を受けた者が第一の候補者となります。

すぐに本人から話を聞いた方がよいのか、保護者を交えて話を聞く方がよいのか検討します。

(2) 被害を受けた児童生徒へのケア

ア 基本的な心構え

問題を軽く考えたり、先入観を持ったりすることなく、被害を受けた児童生徒の救済を最優先に考えます。

正確な情報収集と迅速かつ適切な対応により、被害を最小限にとどめ、拡大を防ぎます。

被害を受けた児童生徒の人権を尊重し、プライバシーを保護します。

イ 相談窓口の対応

被害を受けた児童生徒と同性の複数の教職員で相談に当たります。その際、プライバシーを確実に守ることができる部屋で行うように留意します。

「そんなに大したことではない。」とか、「まさかあの人がそんなことはしないだろう。」といった先入観を排除して相談に当たります。

もし、相談の最初の段階で、無視、無理解、批判、非難を受けると、そのことがまた大きなショックとなる可能性があり、注意を払う必要があります。

被害を受けた児童生徒には「悪いのはセクハラを行った者であり、あなたは悪くない。」というメッセージを伝えながら、児童生徒のペースにあわせて丁寧に話を聴きます。

ウ 相談・対応の仕方

まず、「よく話してくれたね。」というような受容的な言葉、態度が重要です。

いつ、どこで、だれが、どのようなことをしたのか、具体的な状況の把握に努めます。

被害を受けた児童生徒が混乱していたり、感情の起伏が激しく、具体的な状況を把握することが困難なときは、専門のカウンセラー等に相談することも検討します。

相談中に、記録を取るのは、子どもに不安を与えることがあります。なるべく相談後に記録を作成し、相談に当たった教職員全員で確認します。

被害を受けた児童生徒やその保護者が何を求めているのかを的確に把握します。例えば、スクール・セクハラを行った教職員からの謝罪であるのか、今後の再発防止であるのかなど、その気持ちを理解し、受け止めます。

事実関係を知る第三者がいないか、すでに相談した相手がいらないかなどを確認します。

エ 児童生徒へのケア

被害を受けた児童生徒の動揺が大きいときや、心のケアが必要な場合には、校内のスタッフだけでなく、外部の専門機関と連携を図ります。

被害を受けた児童生徒が、相談したことによって周囲から好奇の目を向けられたり、「事を荒立てている」という類の非難を受けたりすることがないように情報管理を徹底するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう配慮しながら、心のケアに努めます。

謝罪についても検討が必要になりますが、事態の解決を急ぐあまりの性急な謝罪は、相手に受け入れられず、かえって事態を複雑化させる危険性があることにも留意します。

(3) スクール・セクハラを行った教職員への指導

ア スクール・セクハラを行ったとされる教職員からの事実関係等の聴取
スクール・セクハラが発生した場合、事実関係を正確に把握し公平な判断を行うために、スクール・セクハラを行ったとされる教職員から事実関係等を聴取します。

事実関係を聴取する場合は、原則として管理職を含めた複数人で対応します。

その際、十分な弁明の機会を保障し、その教職員の主張に先入観を持つことなく、丁寧に話を聴くなど適切に対応します。

イ 第三者からの事実関係の聴取

当事者間で事実関係に関する主張に不一致があって、事実の確認が十分にできない場合等は、第三者から事実関係等を聴取することも必要です。

ウ 事実確認の結果、スクール・セクハラ行為が確認された場合の対応

個々の事例に応じて、迅速かつ適切な対応が必要となります。まず、校長は、スクール・セクハラを行った教職員の言動のうち問題があると認められる内容を指摘し、厳しく指導するとともに、教頭等にその後の状況等を観察するよう指示します。

被害を受けた児童生徒が謝罪やその他のことを求めている場合は、その要求をスクール・セクハラを行った教職員に伝えた上で、自らの言動について厳しく反省させ、誠意を持って対応するよう指導します。

被害を受けた児童生徒の動揺が大きく、スクール・セクハラを行った教職員と会わせないことが適切であると判断される場合には、複数の教職員で支援に当たるなどの措置が必要になることもあります。

教職員に自らの行為がスクール・セクハラであるとの意識がない場合には、校長・教頭・相談員等がスクール・セクハラを行った教職員に対し、その行動がスクール・セクハラに該当することを十分認識させ、反省を促します。

場合によっては、軽犯罪法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、熊本県少年保護育成条例などの法令に違反していないかといった確認も必要です。

(4) 被害を受けた児童生徒の保護者等への対応

ア 被害を受けた児童生徒の保護者へ

事件発生後、速やかに状況を把握した上で保護者に連絡を取ります。管理職及び担当者等複数の教職員で被害を受けた児童生徒の保護者に誠意をもって事実関係や経過を説明します。

被害を受けた児童生徒への今後のケアや解決に向けた見通しを適切に伝え、保護者の不安感の解消に努めます。

スクール・セクハラを行った教職員からの謝罪や学校としての再発防止の具体的な手段・方法などを説明して、信頼回復に努めます。

イ 一般の保護者へ

目撃者等から事件の情報が周囲に広がっているような場合には、速やかにPTA役員等との協議を行い、必要に応じて説明会等を開催します。

保護者への説明の場では、当事者のプライバシーの保護に配慮しながら事実を正確に伝えるとともに、再発防止等に向けた学校の取組について、理解を得るように努めます。

報道機関の取材がある場合には、窓口を校長または教頭に一本化し、組織的に対応します。その際、プライバシー保護の観点に立ちつつ、誠実に対応します。

(5) 事後の対応

スクール・セクハラが発生し、対外的な説明の必要がある場合には、校長は役割分担を的確に行い、説明の準備をします。

外部に対しては窓口を一本化するとともに、被害者のプライバシー保護に細心の注意を払います。

心無いうわさ話によって被害者がさらに傷つくといった被害の防止及び再発防止に全力を挙げます。

校長は、状況を教育委員会に報告するとともに連携をとりながら、事態への適切な対応に当たります。

被害を受けた児童生徒及び保護者の心情に配慮し、必要に応じてスクール・セクハラを行った教職員の謝罪の場を設けます。

教職員の取った行為が信用失墜行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当すると判断される場合には、あらためて整理した報告が必要になります。

教職員の意識改革のための研修を行います。

研修においては、事案の要因や背景を分析し、学校として取り組むべき課題とそのための方策について、共通理解を図ります。必要に応じ、保護者に対して学校の取組を説明することも検討します。

なお、これらの過程における個人情報の取り扱いには特に留意するとともに、研修や保護者への説明を行うことについて、被害を受けた本人やその保護者の理解を得ておくよう努めます。

4 スクール・セクハラについての相談窓口

- どこにでも相談できます。 -

(1) 県教育委員会の相談窓口

県教育庁義務教育課内相談電話（義務教育課の指導主事が対応します）
月～金 8：30～17：30 TEL 096-381-8000

県教育庁高校教育課（高校教育課の指導主事が対応します）
月～金 8：30～17：30 TEL 096-333-2685

県立教育センター教育相談室（相談室の指導主事が対応します）
月～金 9：00～17：00 TEL 0968-44-6655

すこやか子育て電話相談（社会教育課職員が対応します）
（月～金曜日：17：00～21：00、土曜日：13：00～17：00）
TEL 096-354-8822

各教育事務所、いじめ・不登校アドバイザー

（各教育事務所のいじめ・不登校アドバイザーが対応します）

宇城教育事務所内 TEL 0964-32-5768

玉名教育事務所内 TEL 0968-73-9777

鹿本教育事務所内 TEL 0968-44-0843

菊池教育事務所内 TEL 0968-25-3351

阿蘇教育事務所内 TEL 0967-22-1800

上益城教育事務所内 TEL 096-282-7145

八代教育事務所内 TEL 0965-35-8550

芦北教育事務所内 TEL 0966-82-4649

球磨教育事務所内 TEL 0966-22-1155

天草教育事務所内 TEL 0969-22-4127

各教育事務所とも、相談時間は、月～金の9：00～16：00

(2) その他の相談窓口

県精神保健福祉センター（思春期相談）

月～金 9：00～12：00、13：00～16：00

TEL 096 - 356 - 3629

ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/seishin/index.html>

肥後っ子サポートセンター（肥後っ子テレホン）

月～金 8：30～17：30 TEL 0120 - 02 - 4976

TEL 096 - 384 - 4976

（休日、年末年始は留守番電話対応）

ホームページアドレス <http://www.higokko.pref.kumamoto.jp>

県人権センター（人権相談）

月～金 9：00～12：00、13：00～16：00

TEL 096 - 384 - 5822 FAX 096 - 383 - 1206

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/kikan/jinkencenter>

子どもの人権110番

月～金 8：30～17：15 TEL 0120 - 007 - 110

ホームページアドレス <http://www.moj.go.jp>

スクール・セクシュアル・ハラスメント
防止のためのガイドライン

平成19年3月 熊本県教育委員会

作成に参画した課

教育政策課、高校教育課、義務教育課
学校人事課、社会教育課、人権同和教育課
体育保健課（取りまとめ課 教育政策課）